

概要

- 平成 18 年度報告書 - 「個人情報保護モデル契約と解説」

(社)情報サービス産業協会 取引・市場委員会 契約部会(以下「本部会」という。)では、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)が平成17年4月に全面施行されて以来、更に高まりつつある個人情報の保護に関する社会的要請に応えるには、ユーザ企業等との契約において適切かつ明確な役割分担を合意することが必要であるとの認識に立ち、個人情報の取扱いに関する受託契約上の課題についての調査研究活動を行い、個人情報保護モデル契約書及びその逐条解説を作成した。

本報告書に収録したモデル契約書等は、平成19年3月30日に改定版が公表された「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」、並びにJISQ15001:2006「日本工業規格 個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」に基づき改定された「情報サービス産業 個人情報保護ガイドライン(第4版)」(平成18年6月22日)など最新の動向を反映させたものとなっている。

1. 活動の目的

ユーザ企業等と情報サービス事業者との個人情報保護契約は、取り扱う個人情報の特性に応じて、必要な安全管理措置の内容を具体的に合意し、それぞれの責務を明確にするために有益である。ところが、昨今、ユーザ企業等から個人情報の安全管理措置にかかる責任分担を考慮せず、一方的に情報サービス事業者に損害賠償請求の責務を負担させるような契約の締結が要請されるようになった。

本部会では、ユーザ企業等との適切な責任分担に係る合意のもとで、個人データ等を取り扱う役務を提供することができる環境を整備することを目的として、2つの活動を行った。まず、個人情報の保護を図るためにユーザ企業等との契約で取り決めるべき事項についての考え方(提言)を整理した。次に、この提言を踏まえ、ユーザ企業等との合意形成のベースとして利用できるモデル契約書を策定し、その逐条解説を準備した。

2. 本報告書の構成

本報告書は、第1部、第2部及び補論で構成する3部構成をとっている。

第1部では、個人情報の取扱いに関する受託契約上の課題を抽出し、個人情報の適切な保護のためにユーザ企業等と締結する契約の内容に関する考え方を整理した(第2章)。論点の整理にあたって参照した法令、ガイドライン、規格等及び裁判例についても、論点ごとに参照情報として収録した(第3章)。このうち、個人情報の漏えい事案に係る損害賠償請求事件の裁判例については、同部の巻末に第4章としてとりまとめた。

第2部では、第1部において整理した考え方を踏まえ、個人情報の取扱いに際してユーザ企業等と締結する契約のモデル条項、その逐条解説及び関連する書式を収録した。

第1部、第2部ともに情報サービス事業者がユーザ企業等から個人情報の取扱いを受託する取引に関するものであるが、実際には、情報サービス事業者の同業者間取引が多い現

状にある。このため、情報サービス事業者間で本契約を利用する場合の留意事項を補論として巻末に置いた。

3. 各部の概要

(1) 第1部 個人情報の取扱いに関する受託契約上の課題【要旨】

契約・個人情報の範囲

個人情報の取扱いに関する受託業務の内容、対象となる個人データ等の範囲及び個人データ等の授受方法をできる限り特定することにより、責任の所在を明確化する必要がある。また、ユーザ企業には、委託業務の実施に必要な個人データのみを情報サービス事業者に取り扱わせるべく協力を求める必要がある。

安全管理措置等

経済産業分野ガイドラインの記載事項を目安として、これを越える追加的な安全管理措置については、ユーザ企業等と情報サービス事業者との明確な合意によってのみ情報サービス事業者に義務が生じる。

再委託

情報サービス事業者がユーザ企業等から預託された個人情報の取扱いを第三者に再委託しようとする場合、その旨をユーザ企業等に報告することが望ましい。

監査

ユーザ企業等の監査に際して、不必要な個人情報や情報サービス事業者のノウハウ等がユーザ企業等に流出する危険を防止するため、ユーザ企業等に守秘義務を課す必要がある。また、ユーザ企業等の監査に対応することにより過大な負荷が想定されるサービスへの配慮も必要である。

損害賠償

個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、情報サービス事業者の責に帰すべき事由と関係のない費用も含め、当該事故から生じる一切の負担を情報サービス事業者に移すことができる契約の締結をユーザ企業から求められることがあるが、情報漏えい等の事故に起因するものであっても、他の情報サービスに関する債務不履行と同様に損害の範囲を通常・直接・現実のものに限定することに合理性がある。個人情報の漏えい等の事故を防止するには、ユーザ企業等と情報サービス事業者とが協力して必要かつ適切な安全管理措置を講じることが必要であり、漏えい等のリスクに関して、情報サービス事業者だけが全ての責任を負担することは妥当ではなく、損害分担の目安として賠償限度額を定めることにも合理性がある。なお、弁護士費用の負担や懲罰的な賠償金、損害賠償の予約等に応じる理由は見当たらない。

従業員個人の誓約書

請負契約の場合でも、受託者の従業員個人の誓約書の提出が求められるケースが増加しているが、ユーザ企業等との間に雇用関係が推認され、指揮命令系統が混乱しているとして、偽装請負と認定されるおそれがある。従業員個人からの誓約書提出先は、あくまでも雇用関係のある情報サービス事業者とすべきである。

従業員の退職後における管理監督

退職後の従業員の行為に対する結果責任を負うこととなる契約を承諾することは、

情報サービス事業者の合理的な管理範囲を超えていることから望ましくない。但し、退職後の秘密保持義務に関する契約締結に従業員に求めるなどの措置を講じることを求めることは可能である。

(2) 第2部 個人情報の取扱いに関するモデル契約と解説【要旨】

第1部で整理した考え方を基礎として、個人情報の取扱いに関するモデル契約(以下「本契約」という。)を作成した。ユーザ企業等との間に個人情報データベースの構築、保守及び管理業務に関する業務委託契約(以下「原契約」という。)が成立していることを前提とする。情報サービス事業者において個人情報の取扱いが発生しない業務(ソフトウェアの使用許諾等)や労働者派遣契約などユーザ企業等の指揮命令下で役務が提供される場合は、本契約を利用するのは適当ではない。各条項の概略は、以下のとおり。

本契約の適用範囲(第1条)

本契約の趣旨を明確にするとともに、本契約の対象となる業務を規定する原契約の定義によって、対象となる業務内容を具体的に特定する規定。

定義(第2条)

本契約において取扱いの対象となる「個人データ等」の範囲を明確にする規定。

個人データ等の取扱いの委託(第3条)

個人データ等の取扱いの委託にあたり、授受の際の注意等を定めた規定。授受に際して、ユーザ企業等は、個人データ等である旨を書面で示すなど管理対象となる情報を明確にする義務を負う。

個人データ等の秘密保持(第4条)

個人データ等の第三者への開示、漏えいの禁止など秘密保持について定め、従業員等に対しても秘密保持義務を課すことを明確にした規定。従業員等の退職に関する措置についても定めている。

安全管理措置(第5条)

法第20条(安全管理措置)に対応する規定。第2項では両者協議のうえ安全管理措置の具体的内容を定めることができることを示している。

管理、監督(第6条)

法第21条(従業者の監督)及び第22条(委託先の監督)に対応する規定。

本人に対する責任等(第7条)

個人データ等の主体である本人との関係において、ユーザ企業等の責任を定め、情報サービス事業者は本人に対して直接義務を負わない旨を定めた規定。

監査(第8条)

委託先の監督義務の一環としてのユーザ企業等の監査権限を認めつつも、監査にあたりユーザ企業等が遵守すべき内容を定めた規定。

改善の指示(第9条)

監査(第8条)の結果、ユーザ企業等が個人データ等の安全管理措置について改善の必要を認めた場合の改善の方法、費用負担等について定めた規定。改善の内容は、契約当事者間の協議の対象である。

事故発生時の対応(第10条)

個人データ等の漏えい等の事故が発生した場合の報告など契約当事者がとるべき対応について定めた規定。

損害賠償（第11条）

情報サービス事業者の責に帰すべき事由により本契約に違反したことにより個人データ等の漏えいの事故が発生し、ユーザ企業等に損害が生じた場合の賠償責任について定めた規定。損害賠償条項については原契約の定めに従うものとしている。

免責（第12条）

情報サービス事業者が安全管理措置を誠実に実施していたことを証明できる場合には、その範囲で第11条の損害賠償責任を免れることを明確化した規定。

有効期間（第13条）

本契約終了後も引き続き効力を有する規定を明確化した規定。

個人データ等の返還等（第14条）

本件業務が終了したときの個人データ等の返還又は消去について定めた規定。

原契約との関係（第15条）

本契約は個人情報に関する原契約の特約と位置づけられるため、本契約に定めがない事項については原契約が適用される旨を明確にした規定。

合意管轄（第16条）

契約当事者間に紛争が生じた場合の合意管轄裁判所をあらかじめ定めた規定。

協議（第17条）

本契約に定めがない事項や疑義が生じた場合、当事者間で協議することを定めた規定。

（3）補論

情報サービス事業者が委託者として、ユーザ企業等から受託した個人データ等を他の情報サービス事業者（以下「再委託先」という。）に再委託する場合、ユーザ企業等と締結した契約との整合性を図る必要がある。

このような観点から情報サービス事業者がユーザ企業等から取扱いを委託された個人データ等に関して、再委託先と個人情報の取扱いに関する契約を締結する際に本契約を見直すべき点をまとめた。特に、第1条～第3条、第6条及び第7条については、そのまま利用することが難しく、見直しが必要である。

4. 備考

本契約は、ユーザ企業等が委託先に対して必要かつ適切な監督を行う義務（法第22条）を負っていることを踏まえ、ユーザ企業等が法令及び経済産業分野ガイドラインに定める委託者としての責務を十分に果たすことができる内容としていることから、ユーザ企業等での採用を期待したい。

また、本契約では、個人データ等の内容・種類等に応じ、ユーザ企業等と情報サービス事業者間の協議で定めるべき事項（第2条第2号、第3条第3項、第5条第2項）については、具体的合意内容を文書で取り交わすことが望ましい。

以上

本報告書は、平成19年5月JISA会員に各1部送付した他、希望者に有償で配布しています。
申込方法・価格については <http://www.jisa.or.jp/report/> をご参照下さい。